

高 福 第 3866 号
令和 4 年 1 月 20 日

令和 3 年度調査対象事業者 様
(横浜市・川崎市・相模原市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度「介護サービス情報の公表」制度におけるまん延等重点措置適用
期間中の調査中止について

このことについて、令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 2 月 13 日まで、まん延等防止重点措置が適用されることに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該措置適用期間中の調査は中止することとします。

ついては、既に送付している納入通知書は調査手数料が含まれていますので、減額した納入通知書を改めて送付します。お手元にある納入通知書は使用しないでください。また、既に手数料を納付されている事業者については、調査手数料のみ還付しますので、改めて県から通知を送付します。

なお、報告については、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に報告しなければならないと定められていますので、調査票を提出していない場合には、既に送付しています計画通知書をご確認の上、提出期間内に提出をお願いします。

問合せ先
高齢福祉課
在宅サービスグループ 柳沢・田野
電話 045-210-4824